



町ホームページはこちら

免許、大型自動二輪免許および
原動機付自転車免許を除く

●対象者

- ・町内に住所を有する65歳未満で次のいずれかに該当する方（公務員、農林漁業者を除く）
- ①ハローワークに求職登録した方
- ②事業所に勤務している方
- ③高校生以上の学生
- ④未成年の場合は保護者が申請

・従業員の資格取得に係る費用を負担した町内事業所（町外から勤務している方も可）

●対象経費

資格取得のための講習等の受講料、受験料、資格等の登録料

※資格を取得できなかった場合も対象となります。

※学習のための通信教育や参考書の購入経費等は除く。

●助成額

1人（1事業所）上限10万円

※対象経費の2分の1以内

●申請方法

申請書に次の書類を添えて、商工観光交流課へ提出してください。（申請書は町ホームページまたは商工観光交流課、各支所窓口から取得できます）

①運転免許証等の本人確認書類の写し

②資格取得に要した経費のわかるもの

③資格取得を証明できる書類の写し

④完納証明書（未成年の場合は保護者のもの）

⑤就労者にあつては、事業所で働いていることを証明できるもの

⑥求職者にあつては、ハローワークカードの写し

⑦学生にあつては、学生証の写し

⑧事業所にあつては、対象となる就労者が当該事業所で働いていることを証明できるもの

【教育訓練給付金受給の場合は、次の書類を追加】

⑨教育訓練修了証明書

⑩同意書

●申請期限

資格を取得した日から6か月以内

◆申請・問い合わせ先

商工観光交流課 商工係

☎85-4830

営農支援

農業研修者受入支援事業

町内に在住する農業者および新規就農者等が栽培技術の習得を目的とした研修を希望する場合には、研修先の技術提供農業者に対し助成金を交付します。

●対象と助成金額

野菜等で受け入れた農家（研修期間に応じて交付）：2万円×2～4か月

●申請方法
申請は随時受け付けています。希望の方は農林課までお問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先

農林課 農政係

☎85-4826

じゅんさい圃場整備支援事業

じゅんさいの生産量の維持、拡大のため、じゅんさい圃場整備費の一部を助成します。

●助成額

最大100万円

※事業費の3分の1

※面積当たり上限

新規増設…30万/10a

再生等…15万/10a

●対象

三種町に住所を有する農家

●申請方法

申請は随時受け付けています。希望の方は農林課までお問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先

農林課 農政係

☎85-4826

水質保全型農業普及促進事業

県では、八郎湖流域で春作業による濁水流出を抑えるため、水質保全の農法に取り組む農家に補助金を交付しています。

●交付額

最大1000円/10a

●対象

八郎湖流域で水稲を作付けしている個人または農業法人等

●栽培方法

無代かき栽培、無落水移植栽培、乾田直播栽培

●申請面積

1ha以上（畦畔を含まない）

◆申請・問い合わせ先

八郎湖環境対策室

☎018-860-1631

有害鳥獣被害対策事業

有害鳥獣被害対策として、町内の農地等に電気柵を設置する費用に対して補助金を交付します。

●補助対象

町内に住所のある農作物を出荷または販売する農業者・法人で、町内の土地に有害鳥獣による農作物の被害防止のための電気柵を設置する者

●補助額 上限10万円

※電気柵設置費の2分の1（千円未満切り捨て）